

令和4年第4回 伊仙町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年4月15日（金）午前9：00～

2. 開催場所 中央公民館ホール

3. 出席委員（12人）

会 長	1 番	宮永	誠
副会長	2 番	義山	太志
	3 番	福山	宣太
	4 番	田中	秀樹
	5 番	稲村	英治
	6 番	藤島	正廣
	7 番	平山	純一郎
	8 番		
	9 番	樺山	哲博
	10 番	實	穰二
	11 番	基山	美奈子
	12 番		
	13 番	重原	明美
	14 番	政岡	廣子

推進委員（5名）

1 番	琉	将士
2 番	幸山	真悟
3 番	徳	範文
4 番		
5 番	徳山	実
6 番	重	翔太

4. 欠席委員 8 番 富本 太地

欠席推進委員 4 番 實村 秀樹

5. 議事日程

第1 農地法第3条許可申請について（6件）

第2 農地法第4条許可申請について（3件）

第3 農地法第5条許可申請について（3件）

第4 農業経営基盤強化促進事業について（6件）

6. 農業委員会事務局員

事務局長 豊島 克仁

主 事 酒勺 英樹

会議の概要

事務局 おはようございます。定刻になりましたので只今から令和4年第4回伊仙町農業委員会総会を開催いたします。

はじめに会長のご挨拶をお願いいたします。

会 長 皆さん、おはようございます。農繁期も終わり、落ち着いてきて、またサトウキビの管理等忙しいと思いますが、また来年の作付けに向けて頑張っていきたいと思います。早い時期に大きな台風もできて、非常に懸念されましたが大分逸れてですね。当たらなかったということで、こういう時期にあれくらいの大きな台風がそろそろ徳之島も島も今年は当たるんじゃないかなと準備しておかなければいけないというふうに意識しているところであります。バレイショもあと何日かでJAの選果場も締め切るということで放送されていましたが、最後のバレイショの収穫等、また、皆さんしてもらって、農繁期の締めくくりにさせていただきたいと思います。時間も来ていますので、簡単ですがこれで挨拶とさせていただきます。

事務局 宮永会長ありがとうございます。本日は農業委員14名中12名の委員が出席しており定数に達しましたので総会は成立いたします。また、推進委員6名中5名が出席されています。それでは、伊仙町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は宮永会長をお願いいたします。

議 長 さっそく、会議に入る前に、受付番号1番は議事参与の制限を受ける委員がいますので、退出をお願いします。それでは、これより議事に入ります。まず、日程第1、議事録署名委員及び会議書記の指名を行います。

伊仙町農業委員会会議規則第14条第2項に規定する議事録署名委員ですが議長から指名させていただく事にご意義はございませんでしょうか。

【異議なし】

議長 それでは、議事録署名委員は、2番委員と6番委員をお願いします。なお本日の会議書記には事務局職員の豊島氏と酒勺氏を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

それでは、日程第2、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に資料の訂正をお願いします。農地法第5条許可申請の案件が1件漏れてましたので追加をお願いします。

それでは、今月の農地法第3条許可申請は、1議案6件です。

議案第1号について、受付番号17号から受付番号22号は、所有権移転に関する件です。受付番号17号については、譲受人は目手久在住で、譲渡人は東京都在住です。申請農地は大字目手久の畑で面積は498㎡となっています。申請事由といたしましては経営拡張です。

次に受付番号18号については、譲受人は面縄在住で、譲渡人も面縄在住です。申請農地は大字面縄の畑で面積は7,127㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号20号については、譲受人は古里在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字古里の畑で面積は595㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

次に受付番号21号については、譲受人は阿三在住で、譲渡人も阿三在住です。申請農地は大字阿三の畑で面積は2,109㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号19号については、譲受人は崎原在住で、譲渡人は徳之島町在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は333㎡となっています。申請事由といたしましては、経営拡張です。

次に受付番号22号については、譲受人は糸木名在住で、譲渡人は兵庫県在住です。申請農地は大字糸木名の畑で面積は6,479㎡となっています。申請事由といたしましては、贈与です。

受付番号17号から22号は、別添の調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 只今の説明に関連して、受付番号１７、１８号一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２ 番 農地法第３条許可申請１７号、１８号一括して、説明いたします。８番委員がお休みということですので、私の方で説明させていただきます。先日、８番委員と調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしく願います。１７号につきましては、ローズが植えてあります。１８号につきましては、サトウキビ、バレイショの収穫後です。願います。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号１７号、１８号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号１７、１８号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 はい、ありがとうございます。全員賛成ですので、受付番号１７、１８号は、原案のとおり決定しました。

次に受付番号２０号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

６ 番 受付番号２０号について、説明いたします。先般、８番委員と調査しました。道路拡張が入ってますが、耕作をするには何ら問題無いのかなと思います。状況は、キビを植えております。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより受付番号２０号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号２０号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号２０号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号２１号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

３ 番 ２１号について、説明いたします。先日、４番委員、３番推進委員と共に調査した結果、農地法第３条２項各号に抵触しませんので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。畑の状況としては、サトウキビです。

４ 番 ２１号につきましては、３番委員のご説明とおりでございます。皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号２１号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号２１号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、２１号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号１９号、２２号を一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番 農地法３条許可申請１９号、２２号について、ご説明いたします。先日、１０番委員、５番推進委員と共に調査いたしました。１９号につきましては、自己所有地に隣接してしまして、何の問題も無いと思われれます。現況としては、荒地の状態です。２２号につきましては、上から４筆ですね。９３２から９３５が一枚の畑になっていまして、畑総になっていて、境界もはっきりしていて、何の問題無いと思います。現況としては、牧草地となります。下２つですね。９７２と９７３ですが、これも一枚の畑になっているんですが、もう３０年以上前から譲受人の祖父の牛舎がありまして、その他は牧草地となっております。以上です。

10番 農地法第3条22号について、11番委員の説明とおりでございます。皆様の審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号19号、22号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。19号、22号について、原案のとおり、決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号19号、22号は、原案のとおり決定しました。これで日程第2議案第1号農地法第3条許可申請についてを終了いたします。次に、日程第3議案第2号農地法第4条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第4条許可申請は、1議案3件です。議案第2号について、受付番号4号から6号は、お手元の資料のとおりです。受付番号5号については、一般住宅を建設後に一角が農地にはみ出しているのを家屋調査士が調査した結果、判明しましたので追認での申請となります。申請地周辺は、集落が形成されており、農地区分としては第2種農地に該当すると思われるため、問題は無いと思われます。次に受付番号6号については、農協の事業である簡易牛舎建設のためです。こちらに関しても追認での申請となります。農振除外の手続きは完了していますが、転用許可を取らずに工事を進め完了しているため、始末書を添付していただいております。農地区分としては、第2種農地に該当すると思われます。次に受付番号4号については、一般住宅建設のためです。こちらも農振除外の手続きを完了しており、申請地周辺は、集落が形成されており問題無いと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 それでは、受付番号5号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番 農地法第4条許可申請第5号について、説明いたします。先日、1番委員と調

査した結果、先程、事務局に説明いただいたとおりでございます。皆様のご審議
よろしくお願いいたします。

1 番 農地法第4条許可申請受付番号5号については、只今、2番委員のご説明のと
おりでございます。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号5号について、質疑に入りますが何かご意見等ご
ざいせんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号について、原案のとおり決
定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号5号は原案のとおり決定しました。
次に、受付番号6号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を
お願いいたします。

6 番 6号について、説明いたします。先般、担当委員と一緒にですね。調査しまし
た。場所的にも良く、何の問題は無いんじゃないかなと思います。皆様方のご審
議よろしくお願いいたします。8番委員は休みとなっています。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号6号について、質疑に入ります
が何かご意見等ございせんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号6号について、原案のとおり決
定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号6号は原案のとおり決定しました。
次に、受付番号4号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明を

お願いいたします。

10番 4号について、説明いたします。先日、11番委員と5番推進委員と共に調査した結果、何ら問題無いと思いますので皆様の審議よろしくをお願いします。

11番 4号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくをお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、受付番号4号は原案のとおり決定しました。
これで日程第3議案第2号農地法第4条許可申請についてを終了いたします。
次に日程第4議案第3号農地法第5条許可申請についてを議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農地法第5条許可申請は、1議案3件です。議案第3号について、受付番号2号から受付番号4号は、お手元の資料のとおりです。受付番号3号は、一般住宅建設のためです。申請地は、喜念畑総地区一帯に隣接していますが農地としては10ha以上の農地ではあるんですが、申請地自体が農地区域外であるため第2種農地に該当すると思われるため、問題は無いと思われます。次に受付番号2号については、牛舎建設のためです。こちらは畑総地区に隣接しているので第1種農地に該当しますが、地区外であることと転用目的が農業施設であるため、問題は無いと思われます。次に受付番号4号については、農家住宅建設のためです。こちらは、農地の広がりとしては10ha以上ある1種農地に該当するんですが、農振除外等、役場から500m以内にあるため第2種農地に該当すると思われるので問題は無いと思われます。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議長 はい、ありがとうございます。それでは、只今の説明に関連して受付番号3号

のについて、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 4 番 農地法第5条許可申請3号について、ご説明いたします。先日、1番委員、2番推進委員と調査いたしました結果、先程、事務局の方から説明のあったとおりでございます。何ら問題は無いかと思います。皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

1 番 農地法5条許可申請3号については、只今、14番委員のご説明のとおりでございますので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。

議 長 それでは、これより受付番号3号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号3号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号3号は原案のとおり決定しました。
次に受付番号2号について、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

1 1 番 農地法第5条許可申請2号につきまして、ご説明いたします。先日、5番推進委員、10番委員と共に調査の結果しました。先程、事務局の説明のとおりでございます。何の問題も無いと思われます。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。

1 0 番 2号について、只今、11番委員の説明のとおりでございます。皆様の審議よろしくをお願いします。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号2号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

6 番 牛舎等の場合は、上限はいくらでしたかね。

事務局 上限は無いですね。農業用施設である場合は、200 m²以内であれば転用申請の許可が必要無いということで、それ以上は申請が必要ということだけで転用申請に關しての牛舎のあれは無い。何m²までが良いとか。

6 番 畑のまま。壊したら戻るということ。

事務局 そうですね。

議 長 はい、それでは、他にございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号2号は原案のとおり決定しました。
それでは、受付番号4号について担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

9 番 4号について、ご説明いたします。先日、7番委員と調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりです。なお、現況としましては、ローズが植えてあります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

7 番 第4号については、只今、9番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号4号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号4号は原案のとおり決定しました。
これで日程第4議案3号農地法第5条許可申請についてを終了いたします。
次に日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを議題に供します。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局 今月の農業経営基盤強化促進事業については、1議案6件です。議案第4号について、受付番号2号から受付番号7号は、お手元の資料のとおりで使用貸借と賃貸借になります。受付番号2号と4号と3号の入竿・アラマシは更新となります。以上で議案の朗読及び説明を終わります。

議 長 それでは、只今の説明に関連して、受付番号5号、6号を一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2 番 農業経営基盤強化促進事業5号、6号について説明いたします。先日、8番委員と調査した結果、何の問題も無いと思います。皆様のご審議よろしく申し上げます。現況につきましては、サトウキビでございます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、これより受付番号5号、6号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号5号、6号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、5号、6号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号2号、3号、4号を一括して、担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

3 番 2号、3号、4号一括して、説明します。先日、4番委員、3番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無く申請書のとおりですので皆様方のご審議よろしくをお願いいたします。現状としましては、2号は、一番上の1つがジャガイモ跡であと3筆はサトウキビです。3号につきましては、全てサトウキビです。4号につきましては、現在、ジャガイモが植えられている状況です。全て、畑総地帯です。以上です。

4 番 只今、3番委員のご説明のとおりでございます。皆様の審議よろしく願います。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは受付番号2号、3号、4号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。2号、3号、4号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、2号、3号、4号は、原案のとおり決定しました。
次に受付番号7号を担当委員より現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

10番 農業経営基盤強化促進事業について。7号について、説明いたします。先日、11番委員、5番推進委員と共に調査した結果、何の問題も無いと思われますので皆様の審議よろしく願います。現況は、キビです。キビのあと。

11番 7号につきましては、只今、10番委員のご説明のとおりでございます。皆様方のご審議よろしく願います。

議 長 はい、ありがとうございます。これより受付番号7号について、質疑に入りますが何かご意見等ございませんか。

【質疑・意見なし】

議 長 無いようですので、採決いたします。受付番号7号について原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長 全員賛成ですので、受付番号7号は、原案のとおり決定いたしました。
これで日程第5議案第4号農業経営基盤強化促進事業についてを終了します。
その他になりますが、何かございませんか。

7 番 あのですね。この間、私、5条のやつで。5条のミンツキの件で事務局が説明に来たんですけども。あの地帯は、第1種農地になってまして、第1種農地、第2種農地、皆さん、ご承知のとおりだと思いますけども。1種農地は、なかなか宅地とかできないと私は理解していたものですから、事務局に質問をして、情報を共有したいものですから。

事務局 1種農地というのが転用するのがなかなか難しいということなのですが、基本、畑総が入ってる所だけが1種農地ではなくて、畑総入ってなくても、農地の広がり10ha以上あれば、1種農地というふうに該当しますので、まあ、畑総であれば、畑総の農地しか持っていない方が条件で転用申請の許可が下りる。まあ、それも農業用施設になりますが、転用することも可能です。畑総が入ってない場合に関しましては、1種農地であっても農振除外をしていただければ、除外後に、各要件がありまして、例えば、まあ、集落に接続している所とかあると思うので、そこに関しては、集落接続施設ということで許可が可能であって。いろんな要件があって、1種農地であっても可能な条件とかもありますので、1種農地であるからといって転用ができないというわけではないので、まあ、そのへんは、もし相談があった場合にはですね。農業委員会にでも連絡していただければ、確認をして転用が可能であるか説明したいと思いますので、また農家さんや他の町民に聞かれた際には、また、事務局の方に連絡をもらえれば回答をしたいと思いますので、よろしくお願いします。

あとですね。この前、ある不動産さんが農地にコーラルなどをひいたら、現況証明で地目変更が可能なんじゃないですかということで相談に来られたんですけど。事務局としては、それはできませんということで、転用申請を上げてくださいと回答をしたのですが、実際、コーラルをひいて、現況証明を出してこられたんですけど、今回、受理しないでおこうとおもっているんですが。まあ基本、現況証明というのが地目が畑であっても、例えば畑の状態で家が建っている場合、20年経過していれば、基本、現況証明で地目変更が可能なので。20年未満

というのは、基本、現況証明を受け付けないでくださいというのを農業会議の方からも注意されてますので、そのへんも相談があった際には事務局の方にもご相談をよろしくお願いします。

伊仙町が農業振興地域の策定が昭和47年くらいに一度行われているんですが、基本、見直しというのが5年に一度しないといけないんですけど、ずっとされてなくて今年度、経済課の方が見直しをするということで予算を組んでいますので、1年から2年かかると思うのですが、また見直しが始まると思うので、その際に振興地域も徐々に見なおされるのではないかなと思いますので。申請とかもし易くなってくると思いますので、その時にはご協力をよろしくお願いいたします。

議 長 他にございませんか。よろしいですか。

それでは、本日の議事を閉じます。皆さん、お疲れ様でした。